# 令和９年度
# 償却資産（固定資産税）
# 申告の手引き

**◆申告期限：令和９年２月１日（月）**

※法期限間近になると窓口が混雑しますので、１月 22 日（金）頃までの早期提出にご協力をお願いいたします。

**◆申告書等は筑前町ホームページからダウンロードできます。**

https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp

（トップページの「申請書ダウンロード」から「償却資産の申告」をクリック。）

町ホームページ

**◆お知らせ**

システム標準化により申告書様式に変更があります。当面の間旧様式も使用できます。

**【目次】**


| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 償却資産とは …… | １～５ページ |
| Ⅱ | 償却資産の申告について …… | ５～６ページ |
| Ⅲ | 申告書類の記入例…… | ７～９ページ |
| Ⅳ | 非課税・課税標準の特例について…… | 10 ページ |
| Ⅴ | その他関連情報について …… | 10 ページ |
| Ⅵ | 償却資産の課税について …… | 11～12 ページ |
| Ⅶ | Q&A …… | 13 ページ |


**【提出前チェックリスト】**

- □ 申告書に連絡先・担当者名を記入されていますか？
- □ 申告書に資産所在地を記入されていますか？
- □ 種類別明細書に所有者コードを記入されていますか？（わかる場合は、記載をお願いします。）
- □ 増加資産の耐用年数を記入されていますか？
- □ 非課税、特例対象資産をお持ちの場合、届出書、事実を証する書類等を添付されていますか？
- □ 前年度中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」を必ず提出してください。

**提出・問い合わせ先**


〒838－0298　福岡県朝倉郡筑前町篠隈３７３番地　（筑前町役場　税務課　固定資産税係）

TEL　：0946-42-6608

MAIL：zeimu@town.chikuzen.fukuoka.jp

# Ⅰ　償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341 条第４号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとします。

償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年１月 31 日までに１月１日（賦課期日）現在における償却資産所有状況の必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## １　資産の種類ごとの主な償却資産

次の表は、「資産の種類」ごとの主な償却資産を例示したものです。

| 資産の種類 | | | 主な償却資産の内容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 構築物 | 構築物 | 駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 |
| | | 建物附属設備 | 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視装置、特定の生産又は業務用の設備等 |
| | | | テナントの方が賃借している家屋に施行した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。） |
| 2 | 機械及び装置 | | 印刷機械、工作機械などの各種産業用機械及び装置、ブルドーザー、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」「00A～09Z」「0A0～0Z9」「0AA～0ZZ」）、駐車場機械装置等 |
| 3 | 船舶 | | 遊覧船、ボート、はしけ等 |
| 4 | 航空機 | | 飛行機、ヘリコプター等 |
| 5 | 車両及び運搬具 | | フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」「90A～99Z」「9A0～9Z9」「9AA～9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35㎞以上のもの並びに台車等。<br>※自動車税・軽自動車税の課税対象になるものは除く。 |
| 6 | 工具、器具及び備品 | | 事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピューター、プリンター、ルームエアコン、金庫、冷蔵庫、医療機器、自動販売機、ドリル、金型等 |

## 2　業種別の主な償却資産

次の表は、「業種」ごとに主な償却資産を例示したものです。

各資産の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年３月 31 日大蔵省令第 15 号）」別表第１から別表６まで（別表第３及び第４を除く。）をご参照ください。

| 業種 | 主な償却資産の内容 |
|---|---|
| 共　　通 | 看板、ネオンサイン、広告塔、受変電設備、舗装路面、駐車（輪）場設備、緑化施設（植木等）、庭園、門、堀、フェンス、外構、外灯<br>タイムレコーダー、応接セット、事務机、事務椅子、ロッカー、キャビネット、コピー機、事務機器、ルームエアコン（壁掛型）、パソコン、サーバー、LAN配線、金庫、レジスター、テレビ、消火器、自動販売機、<br>簡易間仕切、内部造作、賃借人が施工した内装・電気ガス水道設備工事等 |
| 農　　業 | ビニールハウス、農耕用車両（軽自動車税対象のものを除く）、噴霧器、播種機、耕運機、刈取機、選果機、精米機、乾燥機、予冷庫、畜舎、搬送用モノレール等 |
| アパート等不動産貸付業 | 外構（駐車場舗装、門、側溝、グレーチング、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、駐輪場、外灯）看板、ごみ置場、屋外給排水設備、電力引込設備、受変電設備、上下水道の埋設管、太陽光発電設備、郵便受け、ルームエアコン等 |
| 駐車場業 | 機械式駐車設備、構内舗装、フェンス、照明等の電気設備等 |
| 売電業 | 太陽光発電設備、フェンス等 |
| 医（歯）業 | レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌用機器、手術機器、歯科治療ユニット等 |
| 加工・修理業 | 旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス、圧縮機、金型、構内舗装、溶接機、貯水設備、測定工具、検査工具、工業用水道、福利厚生設備等 |
| 飲食業 | 食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫等 |
| 理・美容業 | 理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、湯沸かし器等 |
| クリーニング業 | 洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ボイラー、ビニール梱包装置、給排水設備等 |
| 小売業食肉鮮魚販売業 | 冷凍機、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等 |
| 製パン・製菓業 | 窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機器等 |
| 木工業 | 帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等 |
| 鉄工業 | 旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス、研削機、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等 |
| 建設業 | ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等 |
| 自動車整備業ガソリン販売業 | プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等 |
| パチンコ店ゲームセンター | パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機等 |

## 3　償却資産と家屋の区分について（建築附属設備等）

家屋の附帯設備には、固定資産税が家屋として課税されるものと、償却資産として課税されるものがあります。

（１）家屋と設備等の所有者が異なる（テナント等）場合

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた内外装・造作及び建築設備等の事業用資産（特定付帯設備）は、テナントの方が償却資産として申告してください。

（地方税法第 343 条第 10 項及び筑前町税条例第 54 条第８項）

（2）家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋に含めて取り扱いますが、次のものは償却資産として取り扱います。

① 構造的に家屋と一体となっていないもの
② 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等
④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテル等の厨房設備、選択設備等）

## ＜家屋と償却資産の区分例＞

※家屋と設備等の所有者が異なる（テナント等）場合は、すべて償却資産の申告対象です。

| 設備等の種類 | 設備等の分類 | 設備等の内容 | 家屋と設備等の所有関係が同じ場合※ | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 家屋 | 償却資産 |
| 建築工事 | 内装・造作等 | 床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式 | ○ | |
| 電気設備 | 受変電設備 | 設備一式 | | ◎ |
| | 予備電源設備 | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等 | | ◎ |
| | 中央監視設備 | 設備一式 | | ◎ |
| | 電灯コンセント設備、照明器具設備 | 屋外設備一式 | | ◎ |
| | | 屋内設備一式 | ○ | |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | | ◎ |
| | 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | ○ | |
| | 電話設備 | 電話機、交換機等の機器 | | ◎ |
| | | 配管・配線、端子盤等 | ○ | |
| | LAN設備 | 設備一式 | | ◎ |
| | 放送・拡声設備 | マイク、スピーカー、アンプ等の機器 | | ◎ |
| | | 配管・配線等 | ○ | |
| | 監視カメラ（ITV）設備 | 受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器 | | ◎ |
| | | 配管・配線等 | ○ | |
| | 避雷設備 | 設備一式 | ○ | |
| | 火災報知設備 | 設備一式 | ○ | |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ |
| | | 屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等 | ○ | |
| | 給湯設備 | 局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） | | ◎ |
| | | 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備 | ○ | |
| | ガス設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ |
| | | 屋内の配管等 | ○ | |
| | 衛生設備 | 設備一式（洗面器、大小便器等） | ○ | |
| | 消火設備 | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 | | ◎ |
| | | 消火栓設備、スプリンクラー設備等 | ○ | |
| 空調設備 | 空調設備 | ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | ○ | |
| | 換気設備 | 特定の生産又は業務用設備 | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | ○ | |
| その他の設備等 | 運搬設備 | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機 | | ◎ |
| | | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェータ）等 | ○ | |
| | 厨房設備 | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | ○ | |
| | その他の設備 | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等 | | ◎ |
| 外構工事 | 外構工事 | 工事一式（門・塀・緑化施設等） | | ◎ |

## 4　申告する資産

毎年１月１日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の（１）・（２）の要件を満たすものです。

**（１）土地及び家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産**

（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第 341 条の規定によります。）

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象です。

ア　建設仮勘定で経理されている資産
イ　決算期以降１月１日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
ウ　簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、所有している資産）
エ　償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみとなっている資産）
オ　遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
カ　未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
キ　借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
ク　取得価額が 40 万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第 28 条の２又は第 67 条の５の適用により即時償却した資産

**（２）耐用年数が１年以をこえて取得価額（１個又は１組あたり）が 10 万円以上の資産**

（ただし、10 万円未満の資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、**減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象**となります。）

## 5　国税（法人税･所得税）との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

（１）少額の減価償却資産の取り扱い

| 項目 | 10万円未満 | 20万円未満 | 40万円未満 | 40万円以上 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一時損金算入 | 申告対象外 | | | | 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金参入したもの（法人税施行令第133条、所得税法施行令第138条） |
| ３年一括償却 | 申告対象外 | | | | 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの（法人税法施行令第133条の２第1項、所得税法施行令第139条第1項） |
| リース資産 | 申告対象外 | | 申告対象 | | ファイナンスリース資産取引に係る資産（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の２第1項に規定するもの） |
| 中小企業特例 | 申告対象 | | | | 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか） |
| 【法人のみ】個別減価償却 | 申告対象 | | | | |

※個人が平成 11 年１月１日前に取得した資産、法人が平成 10 年４月１日前に取得した資産についてはお問い合わせください。
※一時損金算入及び３年一括償却について、令和４年４月１日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となり申告の必要があります。

（２）国税（法人税・所得税）との主な相違点

| 項　　目 | **固定資産税（償却資産）の取扱い** | 国税の取扱い（法人税・所得税） |
|---|---|---|
| 償却計算の期間 | **暦年（賦課期日　1月1日）** | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | **一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた原価率を用いる）**<br>**※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様** | 【平成19年３月31日以前取得】<br>旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法）<br>【平成19年４月１日以後取得】<br>定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法） |
| 前年中の新規取得資産 | **半年償却（1/2）** | 月割償却 |
| 圧縮記帳 | **不可** | 可 |
| 即時償却・特別償却・割増償却 | **不可** | 可（租税特別措置法） |
| 増加償却 | **可** | 可（法人税法・所得税法） |
| 評価額の最低限度 | **取得価額の５％** | １円（備忘価額） |
| 改良費（資本的支出） | **区分評価→本体とは別資産として計上** | 原則区分評価 |
| 中小企業者等の少額減価償却資産の特例 | **不可** | 可（租税特別措置法） |

# Ⅱ　償却資産の申告について

## １　申告の必要な方

農業や工場の経営、駐車場やアパートを貸し付けるなど、事業を行っている方で１月１日現在、償却資産を所有している方です。地方税法第 383 条の規定により、毎年１月１日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

なお、次の方も申告が必要です。

- ○　償却資産を他人に貸し付けている方
- ○　所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ○　所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ○　所有権留保付売買資産については、原則として買い主の方
- ○　償却資産を共有されている方：共有名義の申告となります。各々の持ち分に応じて申告するのではなく、代表者を決めて「代表者　外○名」という共有名義で申告してください。
- ○　内装、造作、建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

## ２　申告の方法

（１）電算処理方式（全資産申告）
賦課期日現在に所有しているすべての資産について、評価額等の計算までしたうえで申告する方法です。

（２）電算処理方式以外
申告された評価額等の計算は筑前町が行います。

## 3　提出の方法

提出先　筑前町役場 税務課 固定資産税係（〒838-0298　福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地）

（1）窓口に提出

受付時間：午前８時 30 分～午後 17 時 15 分（土・日・祝日を除く）

（2）郵送

申告書の控えが必要な場合は、「切手を貼り付けた返信用封筒」を同封ください。

（3）eLTAX（電子申告）

インターネットを利用した電子申告については、事前に準備及び手続きが必要です。
詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

●ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/　●電話　0570-081459(03-5521-0019)

## 4　提出書類

| 申告していただく方の種別 | | 提出書類 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 償却資産申告書（償却資産課税台帳） | 種類別明細書 | |
| | | | 全資産用・プレ申告用 | 増減資産用 |
| 初めて申告される方 | | ○ | ○ | |
| 償却資産を所有されていない方 | | ○ ※ | | |
| 増加又は減少した資産のある方 | | ○ | ○ | ○ |
| 増加又は減少した資産のない方 | | ○ ※ | | |
| 廃業又は資産所在地を町外に移転された方 | | ○ ※ | | ○ |
| 電算処理 | 前年以前から申告をされている方 | ○ | ○ | |
| | 廃業又は資産所在地を移転された方 | ○ ※ | | |

※申告書の19～21欄の該当する項目に☑を記入してください。

（必要な場合のみ）

| | |
|---|---|
| 特例適用の資産を新たに取得した場合 | 課税標準額の特例制度の事実を証明する書類 |
| 非課税資産を所有されている場合 | 非課税申告書、事実を証明する書類 |
| 短縮耐用年数を適用された場合 | 国税局長の承認通知書（写） |
| 増加償却をされた場合 | 税務署長への届出書（写） |
| 減免該当資産を所有されている場合 | 減免申請書、事実を証明する書類 |

これらの書類を提出される場合は、申告書の10～14欄に☑を記入し、添付書類の名称を22備考欄に記載してください。なお、特例に該当する事業所へ届出書等の提出をしていただく場合もあります。

（個人番号または法人番号）

個人番号を記載した申告書を提出される場合は、番号法に定める本人確認を実施します。
法人番号を記載した場合やeLTAX（電子申告）の場合は不要です。

①本人が提出する場合

| | |
|---|---|
| 番号確認資料 | 「個人番号カード」「運転免許証」等 |
| 本人確認資料 | 「個人番号カード」「住民票(個人番号記載)」等 |

②代理人が提出する場合

| | |
|---|---|
| 本人の番号確認資料 | 本人の「個人番号カード」「住民票(個人番号記載)」等 |
| 代理人の本人確認資料 | 代理人の「個人番号カード」「運転免許証」「税理士証票」等 |
| 代理権確認資料 | 「税務代理権限証書」「委任状」等 |

## 5　提出期限

**令和９年２月１日（月）**

期限間近になると窓口が混雑しますので、1 月 22 日（金）頃までの早期提出、eLTAX による電子申告または郵送による提出にご協力をお願いします

# Ⅲ　申告書類の記入例

◆昨年までに申告がある場合は、住所、氏名、取得価額（前年前に取得したもの（イ））は昨年の申告内容を印字しています。
◆印字内容に変更がある場合は、二重線で抹消し、正しい内容を記入してください。

**＜6 事業種目＞**
事業の内容を具体的に記載してください。（例：自動車部品製造業）事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記入してください。
法人の場合は、資本金等の額も記入してください。

**＜7 事業開始年月日＞**
事業を開始した年月を記入してください。

**＜8 この申告に応答する者の係及び氏名＞**
**＜9 税理士等の氏名＞**
この申告書の内容について応答できる方の氏名及び電話番号を記入してください。

**＜10～16 短縮耐用年数の承認等＞**
該当する項目に☑をつけてください。

※10～13に該当する場合は確認書類等を添付し、22備考欄に記入してください。（6ページ参照）
※14については償却資産では認められておりません。（5ページ参照）

**＜17 事業所等資産の所在地＞**
町内に所在する資産の所在地を記載してください。
また、資産が所在する家屋について、自己所有か借家か、該当する方に☑を記入してください。

**＜18 借用資産＞**
借用資産の有無について、該当する方に☑をつけ、ある場合には貸主の名称等を記入してください。

下記に該当する場合は☑
**＜19＞**前年度から変更がない
**＜20＞**該当資産がない
**＜21＞**転出・廃業・解散等

**＜取得価額＞**

**前年前に取得したもの（イ）**
昨年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。

**前年中に減少したもの（ロ）**
（イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

**前年中に取得したもの（ハ）**
前年中に増加した資産の取得価額を記入してください。


令和 ○年 1月 15日
筑前町長 殿
償却資産申告書（償却資産課税台帳）
帳票識別コード
申告区分
処理方式
申告書等送付番号
00123456789
住所（納税通知書等送付先） 〒838-0298 筑前町篠隈373番地
電話番号 0946-42-XXXX
公簿上の住所又は所在地 筑前町篠隈373番地
氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 筑前税務 株式会社
屋号 筑前営業所
公簿上の生年月日又は設立年月日
個人番号又は法人番号 1234567891011
事業種目 食料品製造業 E09
資本金又は出資金の額 100,000,000
事業開始年月 令和 2 年 10 月
この申告に応答する者の係及び氏名 総務課 経理担当 筑前 花子
電話番号 0946-42-XXXX
税理士等の氏名 税理士 筑前 太郎
10 短縮耐用年数の承認 □有 ・ ☑無
11 増加償却の届出 □有 ・ ☑無
12 非課税該当資産 □有 ・ ☑無
13 課税標準の特例 □有 ・ ☑無
14 特別償却又は圧縮記帳 □有 ・ ☑無
15 税務会計上の償却方法 ☑定率法 ・ □定額法
16 青色申告 □有 ・ ☑無
17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 筑前町新町421番地5 □自己所有家屋 ☑借家
② 筑前町篠隈373番地 ☑自己所有家屋 □借家
③ □自己所有家屋 □借家
18 借用資産 ☑有 ・ □無
貸主の名称等 筑前リース株式会社（筑前町篠隈XX番地）
19 □ 資産に増減なし
20 □ 該当資産なし
21 □ 転出・廃業・解散その他（ ）（令和 年 月 日）
22 備考（添付書類等）

| 資産の種類 | 前年前に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (ロ) | 前年中に取得したもの (ハ) | 計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ) |
|---|---|---|---|---|
| 構築物 | | | | |
| 機械及び装置 | 1,373,000 | 0 | 0 | 1,373,000 |
| 船舶 | | | | |
| 航空機 | | | | |
| 車両及び運搬具 | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 5,080,909 | 200,000 | 1,000,000 | 5,880,909 |
| 合計 | 6,453,909 | 200,000 | 1,000,000 | 7,253,909 |

| 資産の種類 | ※評価額 (ホ) | ※決定価格 (ヘ) | ※課税標準額 (ト) | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| 構築物 | | | | |
| 機械及び装置 | | | | |
| 船舶 | | | | |
| 航空機 | | | | |
| 車両及び運搬具 | | | | |
| 工具、器具及び備品 | | | | |
| 合計 | | | | |

電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

**＜22 備考＞**
- **合併**　21にその他（合併）として合併日を記載し、22備考欄に合併法人名、被合併法人名等
- **納税管理人**を定めている場合は、その方の住所・氏名
- **共有**者がいる場合は、共有者全員の住所、氏名
- **10～13に該当**する場合は添付した書類の名称
- その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考になる事項

**＜異動区分＞**
異動のあった資産の行に下記の区分の番号を記入してください。
**1　増加**

**＜取得年月＞**
資産を取得した年月を記入してください。
**1　明治　2　大正　3　昭和**

**＜元日取得＞**
1月1日に取得した場合は、「**1**」を記入してください。

**＜適用＞**
下記に該当する場合は、例示のように記入してください。
- **課税標準の特例**…附則１５条３項
- **耐用年数の短縮**…短縮R〇年８月承認
- **中古見積耐用年数**…中古見積
- **増加償却**…増加償却R〇年１月～R〇年１２月
- **町外からの移動**…R〇年４月朝倉市から
- **過年度申告漏れ**…R〇年申告漏れ

**＜資産の種類＞**
新たに取得した資産について下記の区分の番号を記入してください。
**1　構築物**
**2　機械及び装置**
**3　船舶**
**4　航空機**
**5　車両及び運搬具**

年度
**種類別明細書（全資産用・プレ申告用）**

| 所有者名 | 1 枚のうち |
|---|---|
| 筑前税務　株式会社 | 1 枚 目 |

| 行番号 | 異動区分 | 資産の種類 | 物件番号 | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 年号 | 年 | 月 | 元日取得 | (イ)取得価額 | 耐用年数 | (ロ)減価償却残存率 | 特例 率 | 特例 コード | 課税標準額 | 事由 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | | 2 | | オーブン | | 5 | 2 | 3 | | 1,373,000 | 10 | 0. | | | | | |
| 02 | | 6 | | エアコン | | 5 | 2 | 3 | | 466,080 | 6 | 0. | | | | | |
| 03 | | 6 | | 冷蔵庫 | | 5 | 2 | 1 | 1 | 2,500,000 | 6 | 0. | | | | | |
| 04 | | 6 | | 調味料製造設備 | | 5 | 2 | 4 | | 1,000,000 | 10 | 0. | | | | | |
| 05 | 2 | 6 | | ~~プリンター~~ | | 5 | 2 | 3 | | ~~100,000~~ 0 | 5 | 0. | | | | 4 | R〇年6月廃棄 |
| 06 | 2 | 6 | | パソコン | | 5 | 2 | 5 | | ~~200,000~~ 100,000 | 4 | 0. | | | | 4 | R〇年7月　2台中1台廃棄 |
| 07 | 1 | 6 | | 複合プリンター | 1 | 5 | 〇 | 2 | | 1,000,000 | 5 | 0. | | | | 1 | |
| 08 | 1 | 6 | | 応接セット | 1 | 5 | △ | 10 | | 814,829 | 8 | 0. | | | | 1 | R△年取得（R〇年申告漏れ） |
| 20 | | | | | | | | | | ~~5,639,080~~ 7,253,909 | | | | | | | |

電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。

**全部減少**
二重線で抹消し、取得価額に「０」、異動区分に「２」、増減事由に該当する番号を記入してください。

**一部減少**
取得価額を二重線で抹消し、上に残存部分の取得価額を記入してください。異動区分に「２」、増減事由に該当する番号を記入し、摘要欄に内訳を記入してくださ

**＜耐用年数＞**
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（耐用年数省令）の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用

**＜増減事由＞**
異動のあった資産の行に、下記の区分の番号を記入してください。
**1　新品取得**
**2　中古品取得**
**3　売却**
**4　滅失**
**5　移動**
**6　その他**

**★増減資産用に転記★**
増減のあった資産については、種類別明細書（増減資産用）に転記してください。

注意1　「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2　「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器
注意3　「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4　「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
注意5　「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2減少の資産について、「(イ)取得価額」は減少後の「取得価
載ください。
注意6　「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）に記載したもののうち、増減があるものを転記します。

年度

# 種 類 別 明 細 書(増減資産用)

| 帳票識別コード | |
|---|---|
| 申告区分 | □当初申告 ・ □修正申告 |
| 処理方式 | □一般処理 ・ □電算処理 |
| 申告書等送付番号 | |

| | |
|---|---|
| 筑前税務 株式会社 | 1 枚のうち 1 枚 目 |

| 行番号 | 異動区分 (注1) | 資産の種類 (注2) | 物件番号 | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 (注3) 年号 | 年 | 月 | 元日取得 (注4) | 取得価額 (注5) 十億 | 百万 | 千 | 円 | 耐用年数 | 申告年度 | 増減事由 (注6) | 摘要 (注5) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 2 | 6 | | プリンター | | 5 | 2 | 3 | | | | | 0 | 5 | | 4 | R〇年6月廃棄 |
| 02 | 2 | 6 | | パソコン | | 5 | 2 | 5 | | | | 100 | 000 | 4 | | 4 | R〇年7月 2台中1台廃棄 |
| 03 | 1 | 6 | | 複合プリンター | 1 | 5 | 〇 | 2 | | | 1 | 000 | 000 | 5 | | 1 | |
| 04 | 1 | 6 | | 応接セット | 1 | 5 | △ | 10 | | | | 814 | 829 | 8 | | 1 | R△年取得(R〇年申告漏れ) |
| 05 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 小 計 | | | | | | | | | 7,253,909 | | | | |

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

# Ⅳ　非課税・課税標準の特例について

下記に該当する場合は、各種手続きが必要です。

| 以下に規定する一定の要件を備えた償却資産 | | 手続き |
|---|---|---|
| 非 課 税 | 地方税法第 348 条及び同法附則第14条、同附則第１４条の２等<br>（例）認可保育所等 | ・「非課税申告書」及び添付資料を提出 |
| 課税標準の特例 | 地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等<br>（例）認定先端設備導入計画に基づき取得した機械設備、再生可能エネルギー発電施設等 | ・申告書「13 課税標準の特例」の「有」に☑をし、種類別明細書の該当資産の「摘要」に根拠法を記載<br>・「特例適用申請書」及び特例の内容が確認できる書類を提出 |

# Ⅴ　その他関連情報について

## 1　申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び筑前町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

## 2　実地調査等への協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否に当たる場合には、地方税法第 354 条の規定により、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

なお、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく５年度分遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は１回となります。

そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

## 3　国税資料の閲覧について

筑前町では、地方税法第 354 条の２の規定により、所得税又は法人税に関して税務署が保有する資料の閲覧を行っています。閲覧した資料の内容と筑前町への申告に差異が見受けられた場合は、実地調査等により個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

# Ⅵ　償却資産の課税について

## １　評価額の計算方法

申告された資産を１件ずつ資産の取得時期、取得価額・耐用年数を基本にして計算し、評価額を算出します。

**◇前年中に取得したもの**

**評価額・・・取得価額×前年中取得のものの減価残存率**

**◇前年前に取得のもの**

**評価額・・・前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率**

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の５％になるまで償却します。
評価額が**取得価額の５％未満になる場合は、５％でとどめます。**

〔減価残存率表〕　固定資産税に係る残存率表です

| 区分 | 減価残存率 | | 区分 | 減価残存率 | | 区分 | 減価残存率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 前年中取得のもの | 前年前取得のもの | | 前年中取得のもの | 前年前取得のもの | | 前年中取得のもの | 前年前取得のもの |
| 耐用年数 | (1-ｒ/2) | (1-ｒ) | 耐用年数 | (1-ｒ/2) | (1-ｒ) | 耐用年数 | (1-ｒ/2) | (1-ｒ) |
| ― | | | ２１年 | 0.948 | 0.896 | ４１年 | 0.972 | 0.945 |
| ２年 | 0.658 | 0.316 | ２２年 | 0.950 | 0.901 | ４２年 | 0.973 | 0.947 |
| ３年 | 0.732 | 0.464 | ２３年 | 0.952 | 0.905 | ４３年 | 0.974 | 0.948 |
| ４年 | 0.781 | 0.562 | ２４年 | 0.954 | 0.908 | ４４年 | 0.974 | 0.949 |
| ５年 | 0.815 | 0.631 | ２５年 | 0.956 | 0.912 | ４５年 | 0.975 | 0.950 |
| ６年 | 0.840 | 0.681 | ２６年 | 0.957 | 0.915 | ４６年 | 0.975 | 0.951 |
| ７年 | 0.860 | 0.720 | ２７年 | 0.959 | 0.918 | ４７年 | 0.976 | 0.952 |
| ８年 | 0.875 | 0.750 | ２８年 | 0.960 | 0.921 | ４８年 | 0.976 | 0.953 |
| ９年 | 0.887 | 0.774 | ２９年 | 0.962 | 0.924 | ４９年 | 0.977 | 0.954 |
| １０年 | 0.897 | 0.794 | ３０年 | 0.963 | 0.926 | ５０年 | 0.977 | 0.955 |
| １１年 | 0.905 | 0.811 | ３１年 | 0.964 | 0.928 | ５１年 | 0.978 | 0.956 |
| １２年 | 0.912 | 0.825 | ３２年 | 0.965 | 0.931 | ５２年 | 0.978 | 0.957 |
| １３年 | 0.919 | 0.838 | ３３年 | 0.966 | 0.933 | ５３年 | 0.978 | 0.957 |
| １４年 | 0.924 | 0.848 | ３４年 | 0.967 | 0.934 | ５４年 | 0.979 | 0.958 |
| １５年 | 0.929 | 0.858 | ３５年 | 0.968 | 0.936 | ５５年 | 0.979 | 0.959 |
| １６年 | 0.933 | 0.866 | ３６年 | 0.969 | 0.938 | ５６年 | 0.980 | 0.960 |
| １７年 | 0.936 | 0.873 | ３７年 | 0.970 | 0.940 | ５７年 | 0.980 | 0.960 |
| １８年 | 0.940 | 0.880 | ３８年 | 0.970 | 0.941 | ５８年 | 0.980 | 0.961 |
| １９年 | 0.943 | 0.886 | ３９年 | 0.971 | 0.943 | ５９年 | 0.981 | 0.962 |
| ２０年 | 0.945 | 0.891 | ４０年 | 0.972 | 0.944 | ６０年 | 0.981 | 0.962 |

例：取得価額 300,000 円、取得時期令和２年８月、耐用年数４年のパソコンの場合
（耐用年数４年、前年中取得のものの減価残存率：0.781）
（耐用年数４年、前年前取得のものの減価残存率：0.562）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和３年度 | 300,000 円 | × | 0.781 | ＝ | 234,300 円 |
| 令和４年度 | 234,300 円 | × | 0.562 | ＝ | 131,676 円 |
| 令和５年度 | 131,676 円 | × | 0.562 | ＝ | 74,001 円 |
| 令和６年度 | 74,001 円 | × | 0.562 | ＝ | 41,588 円 |
| 令和７年度 | 41,588 円 | × | 0.562 | ＝ | 23,372 円 |
| 令和８年度 | 23,372 円 | × | 0.562 | ＝ | 13,135 円　＜15,000 円 |

※　令和８年度で算出額が取得価額の５％（15,000 円）より小さくなりますので、令和８年度以降 15,000 円で評価されます。

## 2　価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、３月 31 日までに筑前町長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後３か月までの間、審査の申出をすることができます。

## 3　税額の計算方法

| 税　　額<br>（100 円未満切り捨て） | ＝ | 課税標準額 ※<br>（1,000 円未満切り捨て） | × | 税　率（1.4%） |
|---|---|---|---|---|

※　課税標準額とは筑前町の区域内に所在する資産の価格の合計です。

＜免税点＞

課税標準額が１８０万円未満の場合は課税されません。

※180 万円未満の場合は課税はされませんが、申告はしていただく必要があります。

## 4　納期

年４回（５月、７月、11 月、翌年２月）の分割納付

## 5　納付についてのお知らせ

便利な口座振替をお勧めします。一度お申込みいただければ、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税できます。お申し込み方法については、筑前町税務課までお問い合わせください。

# Ⅶ Q&A

| | 質　問 | 回　答 |
|---|---|---|
| Q1 | 該当資産がない場合でも申告は必要ですか？ | 該当資産がない場合や全体の資産数が数個の場合でも申告をお願いします。該当資産がない場合は、「20該当資産なし」に☑を記入してください。 |
| Q2 | 申告時に、過年度に取得した資産を申告していなかったことが分かりました。この場合、どのような申告をする必要がありますか？ | 修正申告をお願いする場合があります。償却資産の修正申告は、５年度分まで遡及して修正することもあります。なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり納期は１回となります。<br>前年度以前の申告と対照し、計上していなかった資産についても、町より問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。 |
| Q3 | 自分が所有している資産が償却資産税に該当するかわからない場合は？ | 償却資産税は、「土地・家屋以外の事業用資産」を言います。よって、土地・家屋以外の資産で事業の用に供されている場合は、対象となります。 |
| Q4 | 資産全体が課税標準額の180万円を下回る場合は、免税点未満になるため、申告の必要はないですか？ | 課税標準額が180万円を下回る場合でも、毎年申告をしていただくことが原則です。<br>増減資産がない場合は、「19資産に増減なし」に☑を記入の上、ご申告ください。なお、前年の課税標準額が免税点未満の事業所は申告用紙を送付せずハガキにて通知をしており、これまでの償却資産の状況に基づき、価格を決定しています。増減のある場合や事業廃止や住所氏名変更等がありましたら、申告書を提出していただく必要があります。 |
| Q5 | 家屋に付随している建物でも償却資産となる場合がありますか？ | 基本的には、家屋評価としているものについては償却資産の対象とはなりませんが、家屋とは別建物（キャノピー他）については、償却資産の対象になります。 |
| Q6 | 耐用年数が不明な場合は未記入でもいいですか？ | 「法定耐用年数」が財務省令で定められています。「減価償却資産の耐用年数」を検索するとご覧いただけます。 |
| Q7 | 計上漏れになりやすい資産はありますか？ | 代表例としては、敷地内の駐車場などの舗装工事や受変電設備があります。計上漏れによって、修正申告をお願いする場合もあります。 |
| Q8 | 国税は１円まで減価償却をしますが、償却資産税も同様ですか？また、国税の申告をしていれば、償却資産の申告は省略できますか？ | 国税とは異なり、償却資産税は取得価格の５％まで減価償却を行います。また、償却資産税は市町村税となりますので、国税とは別に申告が必要です。なお、国税が非課税の場合でも、償却資産税の申告は必要となります。 |
| Q9 | 事業所を休業、廃業、閉鎖をした場合の申告は必要ですか？ | 事業所を休業、廃業、閉鎖した場合でもその旨の申告をお願いしています。申告書の「21」に休業、廃業、閉鎖等の種別及び日付の記入をお願いします。 |
| Q10 | 家庭用と事業用で併用している資産は申告が必要ですか？ | 償却資産の申告においては、事業割合での按分は認められませんので、資産全体を申告する必要があります。 |
| Q11 | 申告の対象とならない資産には、どのようなものがありますか？ | 代表的なものとしては次のようなものがあります。<br>・自動車税・軽自動車税の課税対象になるもの<br>・一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して３年間で償却する減価償却資産）<br>・法人税法第64条の２第１項、所得税法第67条の２第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの<br>・無形固定資産（ソフトウエア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など）<br>・商品、貯蔵品、修理用資材、ゴルフ場の芝生 |